

令和8年度 森林再生事業及び枝打ち事業（単価契約）の申込みについて

東京都の森林再生事業は、水源かん養、土砂災害防止、生物多様性の保全、気候変動対策（炭素吸収）及び自然環境がもたらす恩恵など、都内の森林の公益的機能を回復・強化するための総合的な取り組みです。間伐や下刈りなどによる手入れや荒廃した森林の整備を行い、森林の回復を進めます。間伐や下刈り等の手入れを行う事業者を募集し、森林再生事業及び枝打ち事業について単価契約で締結しています。

対象となる契約

- ◆ 森林再生事業及び枝打ち事業（単価契約）

対象者

- ◆ 多摩地域に本店又は支店があること。

登録（有効）期間

- ◆ 契約日 ～ 令和9年3月12日

※ 原則として毎月10日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに申込みされたものを翌月1日から登録します。

申込方法

- ◆ 電子申請の場合

次の URL にアクセスするか QR コードを読み取って電子申請を行ってください。

また、各事業ごとに申込みを行ってください。

<https://logoform.jp/form/KPgt/1714052>

- ◆ 「森林再生事業及び枝打ち事業（単価契約）申込書」を利用する場合
申込書に必要事項を記入し、申込先へ持参するか送付してください。



契約手続

申込後の事務手続については、後日電子メールまたはお電話にてお知らせします。

■ 留意事項

森林再生事業及び枝打ち事業（単価契約）の締結は、発注をお約束するものではありません。

契約に当たり、申込後に面談をさせていただく場合がございます。

■ 申込み・問合せ先

〒197-0814 あきる野市二宮 350

TEL 042-558-1849（直通）

あきる野市役所 環境農林部農林課林務係

8：30～12：00 13：00～17：15